

## 第 7 号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 28 号）  
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 17 日提出

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 28 号）  
の一部を次のように改正する。

第 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「41, 700 円」を「54, 150 円」に改め、同項第 2 号中「33, 350 円」を「43, 350 円」に改め、同項第 3 号中「25, 000 円」を「32, 500 円」に改め、同項第 4 号中「20, 850 円」を「27, 100 円」に改め、同項第 5 号中「16, 700 円」を「21, 700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 10 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 11 条に次のただし書を加える。

ただし、医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合は、この限りでない。

## 附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、退職前60月の職責に応じて加算される退職手当の調整額を改定すること。

|       | 改正前（月額） | 改正後（月額） |
|-------|---------|---------|
| 第1号区分 | 41,700円 | 54,150円 |
| 第2号区分 | 33,350円 | 43,350円 |
| 第3号区分 | 25,000円 | 32,500円 |
| 第4号区分 | 20,850円 | 27,100円 |
| 第5号区分 | 16,700円 | 21,700円 |
| 第6号区分 | 0円      | 0円      |

- 2 第5号区分にある勤続期間24年以下の退職者には調整額を支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とすること。
- 3 病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼ねる場合、特別職の職員としての退職手当の支給は行わないこととすること。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。